（第三条に係る通知の方法）

第六条　法第三条第四項、第四条第四項、第五条第二項、第六条第三項及び第七条第三項の規定による通知は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行うものとする。

（登録に係る通知事項）

第七条　法第三条第四項のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　公的給付支給等口座登録者は、当該登録に係る預貯金口座以外の一の預貯金口座であって公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができるものについて、変更の登録を受けることができる旨

二　公的給付支給等口座登録者は、法第三条第三項各号に掲げる事項に変更があったとき又は誤りがあったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない旨

三　公的給付支給等口座登録者は、内閣総理大臣に対し、法第三条第一項の登録の抹消の申請をすることができる旨

四　行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録された法第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に係る情報の提供を求めることができる旨

五　公的給付支給等口座登録簿に記録した年月日（変更の登録に係る通知事項）

第八条　法第四条第四項のデジタル庁令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（法第五条第一項のデジタル庁令で定める者）

第九条　法第五条第一項のデジタル庁令で定める者は、国税庁長官とする。

（法第五条第一項の規定による同意に関する手続）

第十条　法第五条第一項の規定による預貯金者の同意は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法によって得るものとする。

（法第五条第一項の規定による提供方法）

第十一条　法第五条第一項の規定による法第三条第三項各号に掲げる事項の内閣総理大臣への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　第九条に規定する者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を送信する方法

二　第九条に規定する者から第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を内閣総理大臣に送付する方法

附　則

この庁令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

省　令

○総務省令第百九号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、令和三年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

令和三年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

令和三年十二月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により十二月に交付すべき額に令和三年度において各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額を加算した額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

総務大臣　金子　恭之

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等）	［新設］
第十九条の十四の五　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第八十八号。以下この条及び次条において「令和三年地方交付税法等改正法」という。）附則第二条第二項の規定による「臨時経済対策費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。	